

横谷ふるさとセンターの利活用に関する
サウンディング型市場調査実施要領

令和 8 年 8 月

広島県三次市

1 調査の目的

三次市（以下「本市」という。）では、平成１８年３月の横谷小学校閉校後、同施設を「横谷ふるさとセンター」と名称変更し、各種イベント会場や地域コミュニティ施設として利用してきました。しかし、近年ほとんど利用がないことから、令和８年３月末で施設の利用を停止しています。

今後は、使用目的を定めず活用方法を検討することとしており、民間事業者等の皆様との「対話」を通じて、実現可能なアイデアを広くお聞きし、市場性や活用方法、さらには民間活用の前提条件等を把握することを目的に、この度サウンディング調査を行います。

2 対象財産の民間活用に関する本市の基本的な考え方

- (1) 譲渡又は貸付をするにあたり、本市において対象財産の改修、設備更新等は原則行いません。
- (2) 公募により広く自由に提案をいただきたいと考えています。
- (3) 民間事業者等が対象財産を利活用することで、「事業機会の創出」「地域の魅力向上」「身近な雇用」などにつながることも期待します。

3 実施スケジュール

項 目	日 程
実施要領の公表	令和８年８月２４日（月）
現地見学申込の受付期限	現地見学希望日の１週間前まで
現地見学	令和８年８月３１日（月）から 令和８年１２月１１日（金）まで
質問事項の受付期限	令和８年１２月４日（金）
質問に対する回答	質問受付から概ね３日後（土日祝日を除く）
参加申込の受付期限	サウンディング希望日の２週間前まで
提案書の提出期限	サウンディング希望日の１週間前まで
サウンディングの実施期間	令和８年９月７日（月）から 令和８年１２月１１日（金）まで
調査結果の公表	サウンディング実施後概ね２週間後

4 対象財産の概要（詳細は「物件調書」をご参照ください。）

物件番号	物件名	所在地	方針
1	横谷ふるさとセンター	三次市布野町横谷 7 7 4 番地 1	譲渡又は貸付など

5 サウンディングの内容

(1) サウンディングの参加資格

サウンディングに参加できる者は、「4 対象財産の概要」に記載された土地・建物の利活用による事業の実施主体となる意向を有する法人、個人又は法人化を予定する任意団体（以下「提案者」という。）とします。

提案者は、単独又はグループ（複数の法人による共同事業等）で参加できるものとし、グループで参加する場合は、主たる役割を担う代表者を選定してください。

ただし、提案者が次のいずれかに該当する場合は参加できません。

- ① 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当する者
- ② 参加申込書提出時点で本市から指名停止処分を受けている者
- ③ 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく更生・再生手続開始の申立てがされている者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までの規定に該当する者
- ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 4 7 号）第 5 条の規定に該当する者
- ⑥ 市税等を滞納している者
- ⑦ 法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者

(2) サウンディングの項目

対象財産の利活用による周辺地域への波及効果など幅広いアイデアを求めているため、次に掲げる項目についてサウンディングを行います。「2 対象財産の民間活用に関する本市の基本的な考え方」を踏まえていただき、対象財産を活用し提案者自らが展開できる実現及び持続可能な事業のアイデアを

お聞かせください。

ただし、法令等に違反又は違反するおそれのあるもの、公の秩序若しくは善良の風俗を害し又は害するおそれのあるもの及び政治活動又は宗教活動を目的とする内容は対象となりません。

- ① 市場性の有無
- ② 活用の意向
- ③ 実現可能性のある活用方法
- ④ 事業手法
- ⑤ 民間活用の前提条件
- ⑥ 実現にあたって想定される課題・懸念事項
- ⑦ 周辺地域への波及効果
- ⑧ 本市から提示してほしい資料やその他本市に対する要望など

6 サウンディングの手続き

(1) 現地見学

建物内部の現地見学を希望される場合は、現地見学申込書（別紙２）に必要事項を記入し、電子メールにより提出してください。見学日時等について個別に対応します。なお、電子メールの件名は【サウンディング見学申込】とし、②受付先の担当者へ電話で送信した旨をご連絡ください

建物外観のみの現地見学を希望される場合は申込不要です。敷地以外への駐車など地域住民の迷惑とならないよう注意の上、個別に行ってください。

- ① 申込受付期限 現地見学希望日の１週間前まで
- ② 受付先 三次市布野支所（担当：小林）
電話 ０８２４－５４－２１１１
電子メール funo@city.miyoshi.hiroshima.jp
- ③ 現地見学期間 令和８年８月３１日（月）～令和８年１２月１１日（金）
※土日曜日、祝日を除く
※午前１０時から午後３時までの間

(2) 質問事項の受付

対象財産の詳細な情報等に関する質問がある場合は、質問書（別紙３）に質問事項等を記入し、電子メールにより提出してください。なお、電子メー

ルの件名は【サウンディング質問書】とし、②受付先の担当者へ電話で送信した旨をご連絡ください。

① 受付期限 令和8年12月4日（金）

② 受付先 8 問合せ先のとおり

③ 質問に対する回答 質問者には電子メールにより回答するとともに、三次市ホームページにて質問事項及び回答を随時公表します（質問者名は非公表とします）。

(3) サウンディングの参加申込

サウンディングへの参加申込を希望される場合は、「5 サウンディングの内容」を確認の上、エントリーシート（別紙1）に必要事項を記入し、電子メールにより提出してください。なお、電子メールの件名は【サウンディング参加申込】とし、②申込先の担当者へ電話で送信した旨をご連絡下さい。

① 申込受付期限 サウンディング希望日の2週間前までに提出

② 申込先 8 問合せ先のとおり

(4) サウンディングの日時及び場所の連絡

エントリーシートを受理後、希望日時等の調整の上、まちづくり交通課からエントリーシートに記載された担当者へ実施日時及び場所を電子メールで連絡します。申込多数の場合など、希望日時での調整ができない場合は、まちづくり交通課から担当者へ連絡し、日程の調整を行います。

(5) 提案書の提出

サウンディング項目について意見等を記載した提案書（別紙4）を電子メールにより提出してください。なお、電子メールの件名は【サウンディング提案書の提出】とし、②提出先の担当者へ電話で送信した旨をご連絡ください。その他補足資料は必須ではありませんが、説明のために用意してもかまいません。

① 提出期限 サウンディング希望日の1週間前までに提出

② 提出先 8 問合せ先のとおり

(6) サウンディングの実施（個別対話）

サウンディングは、下記によりまちづくり交通課職員が行いますが、提案内容により関係する部署の職員が同席する場合があります。知的財産に係る内容を含むため、対話は個別に実施します。

① 実施期間 令和 8 年 9 月 7 日（月）～令和 8 年 1 2 月 1 1 日（金）

※土日曜日、祝日を除く

※開始時間は午前 1 0 時から午後 3 時までの間

② 場所 三次市役所会議室，オンライン会議（Zoom）又は書面

③ 所要時間 概ね 1 時間を予定しています。

書面による場合は電子メールで必要に応じて行います。

(7) 調査結果の公表

調査結果の概要については、本市公式ホームページ等で公表します。

ただし、提案者の名称や事業者のノウハウに係る部分等は、原則として公表しません。また、提案者に対しては、公表する前に事業者のノウハウを保護する観点から内容の確認をお願いします。

7 留意事項

(1) 提案者の取扱い

サウンディングへの参加実績は、今後の事業者公募時における評価に優位性を持つものではありません。サウンディングに不参加の場合でも、今後の公募に参加できます。

(2) 費用負担

サウンディングに関する書類作成、提出等にかかるすべての費用は、提案者の負担とします。

(3) 追加対話への協力

必要に応じて追加対話（文書による照会を含む）を実施する場合がありますのでご協力をお願いします。

(4) 提出書類の著作権・取扱い等

提出書類の著作権はそれぞれの提案者に帰属し、三次市において提出書類等を事業の諸条件の検討以外の目的で使用することはありません。ただし、外部（地元関係者・議会・報道機関等）に対する情報提供のために、検討用に作成した資料を使用する場合があります。この場合、提案者や対話の内容が特定できない範囲で一般化した情報のみを掲載する予定ですが、必要が生じた場合、提案者に対して個別に承諾を求めることがあります。

提出書類等は返却しませんので、秘密事項を明確にするため、提案内容で

特に秘密となる部分については、(秘) マークを付記してください。

また、提案者においても三次市が提供した資料をサウンディングの参加に係る検討以外の目的で使用する事及び対話により知り得た三次市の情報を許可なく第三者に伝えることを禁止します。

(5) その他

本要領に沿わない提案や参加資格を満たしていない提案者による提案など、明らかに本調査の趣旨から外れた提案があった場合には、対話を実施しない場合があります。

8 問合せ先

住 所	〒 7 2 8 - 8 5 0 1 広島県三次市十日市中二丁目 8 番 1 号
担 当 部 署	三次市 地域共創部 まちづくり交通課 自治交通係
担 当	土井・木村
電 話	0 8 2 4 - 6 2 - 6 3 9 5 (直通)
F A X	0 8 2 4 - 6 2 - 6 2 3 5 (直通)
電子メール	machi@city.miyoshi.hiroshima.jp

※「現地見学」に関するお問合せは、4 ページの現地見学の記載にある受付先にお願いします。